

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次
◇規則 鳥取県会計規則の一部を改正する規則

規則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一中「青年の家」使用料その他の歳入金の収納に関する事務」を「青年の家」使用料その他の歳入金の収納に関する事務」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。